春日井市地域クラブ活動
基本方針

令和８年11月

春日井市教育委員会

目　　次

はじめに …… 1
Ⅰ　地域クラブ活動の基本理念とこれからの展開 …… 2
　１　基本理念 …… 2
　２　これまでの取組 …… 2
　３　これからの展開 …… 2
Ⅱ　「はるスタ」の活動体制 …… 4
　１　参加できる生徒 …… 4
　２　保護者との連携及び協力体制 …… 4
　３　活動場所 …… 4
　４　移動手段 …… 4
Ⅲ　「はるスタ」の活動指針 …… 5
　１　活動目的・活動計画 …… 5
　２　活動日・活動時間・休養日 …… 5
　３　参加費の徴収 …… 6
　４　指導体制 …… 6
　５　安全確保の体制 …… 7
　６　運営体制 …… 7
　７　学校との情報連携 …… 8
　８　指導及び認定の取消 …… 8
Ⅳ　今後の地域展開の推進 …… 8

はじめに

部活動は、学校教育の一環として行われ、生徒が自主的、自発的にスポーツや文化芸術活動に親しむ中で、仲間と切磋琢磨し、互いに励ましあったり協力しあったりしながら、責任感や社会性、豊かな人間性を育むなど、多くの教育的意義を有してきました。

しかしながら、全国的な少子化の進行に伴い、学校単位では活動の維持が困難となる課題が顕在化してきました。本市においても、学校によっては、従来どおりの体制での活動や運営が難しくなり、存続が厳しくなる状況が見られるようになりました。また、学校における働き方改革の推進により、教員が勤務時間外に顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは困難となっています。

こうした中､令和４年12月にスポーツ庁と文化庁から示されたガイドラインでは、部活動を地域主体による地域クラブ活動へ移行していくこととされ、地域の実態にあわせて、休日の部活動の地域移行を推進することとされました。そして、令和７年12月に文部科学省から公表された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）では、令和８年度からの改革実行期間の取組方針や地域クラブ活動のあり方、認定制度、地域展開の円滑な推進にあたっての対応などの方向性が示されました。

本市においては、令和３年から、こうした国の動きに先駆け、「学校における働き方改革に伴う部活動検討会議」を開催して部活動改革の検討を重ね、令和５年度には、休日の部活動を廃止し、休日の地域クラブを新設しました。

本基本方針は、本市における今後の地域クラブ活動を持続可能なものとするための基本的な考え方を示すものです。参加する生徒やその保護者、指導者や運営スタッフ、地域の方々など、地域クラブ活動に関わる全ての人にとって、充実した活動を展開できるようにするための基本理念や活動体制などを定めています。

Ⅰ　地域クラブ活動の基本理念とこれからの展開

１　基本理念

本市では、地域が主体となって多様で魅力的な活動環境を創出し、持続可能な地域クラブ活動を構築することにより、生徒一人ひとりがスポーツや文化芸術活動に自主的、自発的に参加し、学校や学年の枠を越えた仲間と切磋琢磨しながら達成感を味わい、豊かな人間性や社会性を育むことをめざし、次の基本理念を定めます。

地域で育み、ともに成長し、誰もが輝く

２　これまでの取組

本市では、令和５年10月に、市教育委員会の管理のもと、休日の部活動を地域クラブ活動に移行しました。種目については、生徒がスムーズに移行できるように、従来の実施種目を概ね維持しました。また、どの学校にもなかった種目の新設や複数校による合同での活動、活動の拠点化など、将来を見据えた取組を進めてきました。

３　これからの展開

令和10年10月からの地域クラブ活動については、これまでの市教育委員会による管理から、市が定める認定要件を満たした団体が自主運営を行う認定制度（注）に移行することとします。自主運営とは、学校又は行政が運営する活動ではなく、地域が主体となり、自らの責任と意思決定によってクラブ活動を運営していくことをいいます。

認定制度は、地域の主体的な活動に対し、適正な運営方針や指導体制、安全確保などの基準を定めて、市が公的に認定する仕組みです。これにより、各活動の自由度や多様性を活かしつつ、営利を主たる目的としない公共性と信頼性を担保し、保護者が安心して生徒を参加させることができる質の高い活動環境を創出していきます。

また、本市が認定する地域クラブ活動を「はるスタ」とします。「はるスタ」とは、「春日井」の「はる」に、生徒にとって新しい挑戦が始まる「スタート」、豊かな表現と学びの場である「スタジオ」、仲間と力を高め合う場である「スタジアム」、地域が生徒に寄り添う「スタンドバイ」、そして、誰もが輝く「スター」という、５つの「スタ」の想いを込めた愛称です。愛称を定義することで、民間のスポーツクラブや文化芸術クラブが独自の経営理念や方針に基づき行う活動と区別し、部活動が担ってきた教育的意義を踏まえた、公共性を有する活動であることを明確にします。

「はるスタ」は、本基本方針における基本理念を踏まえ、生徒が「自分の興味や関心、目的にあわせて自由に活動を選ぶことができる環境の実現」と、指導者が「自らの想いを持って持続的に関わることができる良質な指導環境の構築」という２つの柱に基づいた活動であることとします。

なお、本基本方針における地域クラブ活動は、休日の活動を対象としています。平日の部活動については、現時点では、これまでどおり学校の部活動として維持、運営することとし、学校と地域が連携して生徒の健やかな成長を支えていきます。

教育委員会の管理下で展開してきた地域クラブ活動から「はるスタ」への移行に伴い、活動の仕組みやサポート体制は次のように変わります。

⑴　生徒の選択肢の拡大

生徒の多様なニーズに応えるため、従来の学校部活動の枠組みにとらわれず、新しい団体の参入や新たな種目の設置を積極的に進めます。

また、参加可能な活動を、従来の学校単位から市内全域へ広げ、生徒が興味や関心、目的に応じて自由に参加できるように取り組みます。

⑵　「はるスタ」の体制構築と認定により受けるメリット

「はるスタ」の各クラブに所属する指導者は、市の指定する研修を受けた上で指導にあたります。

市は、「はるスタ」の各クラブに対して、学校施設の優先利用や利用料金の減免、学校備品の利用、運営に必要な費用の支援、保険への加入補助のほか、活動を広く周知することができる総合ポータルサイトの整備、参加費の徴収事務のサポートなど、運営を補助する支援ツールの提供を検討します。

⑶　参加費による「はるスタ」の運営と参加する生徒へのサポート

「はるスタ」の各クラブは、活動の維持や安定的な運営を行うために必要な範囲内で、参加する生徒（以下「クラブ員」という。）の保護者から得る参加費によって運営することを基本とします。

また、経済的な理由によって生徒の参加機会が失われることがないように、経済的に困窮している世帯に対し、市は参加費の一部を援助する支援制度の構築を検討します。

（注）認定制度による地域クラブの主な認定要件は次のとおりです。

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承し発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 活動の維持や運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費が設定されていること。
- 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- 適切な運営体制が確保されていること。
- 学校等との連携が適切に行われていること。

なお、具体的な認定要件や申請手続きなどについては、別途示します。

Ⅱ　「はるスタ」の活動体制

１　参加できる生徒

「はるスタ」に参加できる生徒は、市内在住の中学生です。生徒自身の興味や関心、目的に応じて参加するクラブを選択します。なお、生徒の自主的、自発的な参加が原則であり、参加を強制されるものではありません。

また、障がいのある生徒や特別な配慮を必要とする生徒が参加を希望する場合は、各クラブの運営体制などを踏まえ、可能な範囲で合理的配慮を行い、参加機会の確保に努めることとします。

２　保護者との連携及び協力体制

「はるスタ」では、指導者とクラブ員の保護者などが連携し、クラブ員が安全かつ安心に参加することができる体制を構築していくこととします。例えば、保護者と指導者との間でのクラブ員の健康管理に関する情報共有や、活動で使用する共有用具を洗濯するなどの衛生管理などが考えられます。

なお、大会やコンクールにおける勝利を優先するなどの目的から、クラブ員やその保護者に過度な負担をかける練習日程や活動内容の設定、参加費以外の高額な経費の徴収は、「はるスタ」として望ましいものではありません。

３　活動場所

「はるスタ」の各クラブは、原則として市立中学校のうち、１校を活動拠点とします。市は、各クラブが市立中学校を優先的に利用することができる環境を整備します。

なお、その他の市の公共施設を利用する場合は、各クラブが予約を行い、利用料金を支払うこととなります。

４　移動手段

活動場所への移動手段は、徒歩又は保護者による送迎を基本とします。ただし、自転車での移動についても、交通ルールの遵守、ヘルメットの着用など、安全確保を徹底した上で、各クラブと保護者の判断により選択できることとします。

大会や練習試合、遠征などにおけるクラブ員の移動手段は、公共交通機関の利用を原則とします。その際は、指導者などが同行し、クラブ員の安全確保に努めることとします。公共交通機関による移動ができない場合は、保護者の同意のもと、各クラブが移動方法を決定することとします。

Ⅲ　「はるスタ」の活動指針

１　活動目的・活動計画

「はるスタ」の各クラブは、本基本方針に定める基本理念に沿った活動目的を明確にし、クラブ員が安全で充実した活動を行うための活動計画などを策定します。

活動目的には、スポーツや文化芸術活動を通じたクラブ員の健全育成や、地域との連携による持続可能な運営などが含まれます。

活動計画には、年間の活動概要や活動日時、活動場所、指導の実施体制及びクラブ員の募集方法などを記載します。また、必要に応じて見直しを行い、活動の実情に応じた柔軟な運営を行うこととします。

各クラブは、日頃の成果を発表する場として、大会や発表会などに参加することができます。参加規程や開催要項などの情報を収集し、クラブ員が自ら選択できる機会を確保するとともに、参加に必要な手続きを行うこととします。なお、大会や発表会によって参加対象者や指導者の条件が異なることや、「はるスタ」として各競技団体などへの登録が必要となる場合があるため、適切に対応することとします。

２　活動日・活動時間・休養日

「はるスタ」の活動可能日は、土曜日、日曜日及び祝日です。

また、活動については、クラブ員の心身の成長に配慮し、健康な生活を送ることができるように、適切な活動時間や休養日を設定することとします。このため、各クラブは、原則として、土曜日又は日曜日のいずれか１日のみの活動とします。連休の場合は、その連休のうち、少なくとも半分程度を休養日とし（例えば、５連休の場合は２日以上を休養日とする。）、夏季休業中や年末年始などは、学校の閉校期間に準じて休養日を設定することとします。

「はるスタ」の活動時間は、大会や発表会などへの参加を除き、１日あたり３時間を上限とします。ただし、大会などへの参加においては、大会日程などの理由から、終日又は複数日にわたる活動になることを認めることとします。

活動計画の策定にあたっては、活動拠点となる中学校や地域の行事などに十分配慮することとします。また、定期テスト期間などにおいては、クラブ員に参加を強制しないようにすることとします。

クラブ員ごとの活動時間についても１日３時間までとし、平日の学校部活動と「はるスタ」の活動の両方に参加するクラブ員については、平日及び休日の活動時間をあわせた週当たりの総活動時間が 11 時間程度の範囲内となるように、個別に配慮及び調整を行うこととします。

３　参加費の徴収

「はるスタ」の各クラブは、クラブ員の保護者から徴収する参加費によって運営します。参加費は、クラブ員やその保護者の理解を得た上で、活動の維持や安定的な運営に必要な範囲内で、可能な限り過度な負担とならない金額を徴収することができます。金額の目安として、各クラブの実情に応じて、月額1,000円から3,000円までを目安として設定することとします。

また、クラブの運営にあたっては、地域の企業などがスポンサーとして支援を行うことも想定されます。多様な主体からの運営支援が得られるように、市は、「はるスタ」の取組について積極的に周知を図ります。

４　指導体制

「はるスタ」の指導者は、本基本方針に定める基本理念を理解した上で、指導にあたります。指導者は、各クラブで確保したスポーツや文化芸術活動の有資格者、各種目の経験者、部活動指導の経験者及び保護者などが担います。

本市の公立小中学校の教職員も、「はるスタ」の指導者として参加することができます。教職員の「はるスタ」への参加や、携わるクラブの選択は、教職員の自由意思によることとします。また、教職員が自ら「はるスタ」を組織し、運営することも可能としますが、本務に支障がないように適切に活動にあたることとします。

各クラブは、市が定める研修を受講した成人（18歳以上。ただし、高校生を除く。）の指導者を複数名確保するとともに、各活動日において、参加するクラブ員数に応じた指導者数を配置することとします。また、指導者の確保や円滑な運営のために、愛知県内又は市内で活動するスポーツ団体や文化芸術団体、その他民間団体などとの連携に努めることとします。

各クラブは、クラブ員の心身の健全な成長を最優先に考え、教育的配慮に基づいた適切な指導を行い、クラブ員などからの指導内容についての疑義に対しては、当該指導内容の説明を行うなど、真摯に対応できる体制を整備することとします。

なお、「はるスタ」では、クラブ員の安全安心な活動環境を確保するため、指導者については、次のいずれにも該当しない者とします。

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者

③ 過去に暴力、暴言、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等がある者など、指導者として不適切な者

また、「はるスタ」の指導者は、クラブ員などと私的な関係を持つことや第三者から誤解を受けるような言動は慎み、公正で信頼される適切な指導に努めることとします。

５　安全確保の体制

「はるスタ」の各クラブ及びその指導者は、活動にあたって事故やけがの防止など、安全に配慮する義務（安全配慮義務）を負います。活動中に事故やけが、対人関係のトラブルなどが発生した場合は、各クラブの責任において適切に対応するとともに、市に速やかに報告を行うこととします。また、事案に応じて、学校や警察などの関係機関と適切に連携を図ることとします。

万が一の事態に備え、クラブ員や指導者は、けがなどを補償する保険（傷害保険など）や賠償責任保険に必ず加入することとします。なお、その他のクラブ運営やクラブ活動に関わる保険への加入については、各クラブや保護者の判断に委ねることとします。

市は、「はるスタ」に関する相談窓口を設置して、指導者やクラブ員、保護者の相談に応じる体制を構築します。

６　運営体制

「はるスタ」の各クラブは、営利を主たる目的とする運営を行いません。指導者の報酬については、「はるスタ」への移行前の地域クラブ指導員の時給単価を目安として設定し、指導者報酬を含む運営体制や参加費などが明記された運営規約を公表するなど、クラブ員やその保護者、地域社会から信頼される透明性の高い運営を行うこととします。また、参加費などの入金先として、クラブ運営専用の口座を設けることとします。

各クラブは、クラブ員やその保護者からの意見や要望を定期的に把握し、活動内容や指導体制の改善に活かす取組（ＰＤＣＡサイクル）を継続的に行うことで、持続可能で質の高い運営体制の構築に努めることとします。

なお、「はるスタ」の指導者は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、その職を退いた後においても、活動を通じて知り得た個人情報を漏えいしないこととします。また、各クラブは、適切な管理運営体制を整備することとします。

７　学校との情報連携

「はるスタ」の各クラブは、学校と連携してクラブ員の健康管理などを適切に行うため､活動計画やクラブ員の活動の様子などについて積極的に情報を共有し、クラブ員の心身の成長を支援していくこととします。特に、「はるスタ」の活動中に発生した事故やクラブ員間のトラブルについては、必要に応じて保護者の同意を得た上で、当該クラブ員が在籍する学校へ情報提供を行うとともに、クラブと学校が相互に情報連携を図ることにより、クラブ員の健やかな成長を支え、適切な対応に努めます。

市は、各クラブと学校間の情報共有が円滑に行われるように、双方が利用可能なシステムの構築を含め、運営支援に向けた検討を行います。

８　指導及び認定の取消

市は、「はるスタ」の各クラブに対し、申請時の活動計画などに基づく適正な運営が行われているかなど、その活動状況を確認します。確認の結果、申請内容からの逸脱又は本基本方針に沿わない活動が認められた場合は、市は当該クラブに対し、速やかに改善を求める指導を行います。

市からの指導を受けたにもかかわらず、「はるスタ」の活動状況に改善が見られない場合、市は、当該クラブの認定を取り消すことができることとします。なお、認定が取り消された場合、その時点で、「はるスタ」として受けられる全ての支援措置の対象外となります。

Ⅳ　今後の地域展開の推進

本市では、部活動の地域展開を進めるため、令和５年４月に地域クラブコーディネーターを配置し、地域クラブの運営に対する助言や支援、学校との連携など、活動の円滑な推進に取り組んできたところです。

今後も、本基本方針に定める基本理念に基づき、全ての生徒のスポーツや文化芸術活動の機会が将来にわたり保障されるように、地域の主体的な取組を促進するとともに、活動機会の確保と充実に向けた、市として必要な柔軟かつ補完的な環境整備のあり方を見極めながら、多様な側面から支援を行う体制づくりと各種の取組を着実に推進していきます。

なお、本基本方針については、今後の国のガイドラインの改訂や本市における取組状況、「はるスタ」の運営状況などを踏まえ、持続的な活動環境の確保や維持の観点から、必要に応じて適宜見直すこととします。